

利用料金の目安 【1ヵ月・30日の場合】 = 下記の(1)(2)(3)を合計したものです

◆【例:要介護4】i 割負担の場合 ※一定以上所得のある方は、2割または3割負担となります。(負担割合証参照)

- 第1段階 = (817円 + 300円 + 380円) × 30日 = 44,910円 + (3)
- 第2段階 = (817円 + 390円 + 480円) × 30日 = 50,610円 + (3)
- 第3段階① = (817円 + 650円 + 880円) × 30日 = 70,410円 + (3)
- 第3段階② = (817円 + 1,360円 + 880円) × 30日 = 91,710円 + (3)
- 第4段階 = (817円 + 1,780円 + 3,050円) × 30日 = 169,410円 + (3)

(1) 基本利用料の法定負担額

[1日あたり]

[1日あたり]

| ■ 従来型個室 介護福祉施設サービス費 [令和6年 4月改定] | 区分 | 利用料金 | 自己負担額・2割 | 自己負担額・1割 |
|------------------------------------------|--------|--------|----------|----------|
| | 要介護1 | 6,000円 | 1,200円 | 600円 |
| 要介護2 | 6,710円 | 1,342円 | 671円 | |
| 要介護3 | 7,450円 | 1,490円 | 745円 | |
| 要介護4 | 8,170円 | 1,634円 | 817円 | |
| 要介護5 | 8,870円 | 1,774円 | 887円 | |

※上記のほか、ご利用者の状況等により法定加算額があります。

※入院・外泊した場合の基本利用料金は、要介護度区分にかかわらず1日につき2,460円が法定期間発生します。

(2) 食費・居住費の負担額

[1日あたり]

| 従来型個室 | 段階区分 | 利用料金 | 減免額 | 自己負担額 |
|-------------------------|-------|------------------------|--------|--------|
| ■ 食費 (食材料費) (調理費) | 第1段階 | ※法定基準 費用額 1,445円 | 1,145円 | 300円 |
| | 第2段階 | | 1,055円 | 390円 |
| | 第3段階① | | 795円 | 650円 |
| | 第3段階② | | 85円 | 1,360円 |
| | 第4段階 | | 1,780円 | 0円 |
| ■ 居住費 (光熱水費) (室料) | 第1段階 | ※法定基準 費用額 1,231円 | 851円 | 380円 |
| | 第2段階 | | 751円 | 480円 |
| | 第3段階① | | 351円 | 880円 |
| | 第3段階② | | 351円 | 880円 |
| | 第4段階 | | 3,050円 | 0円 |

※食費 1,780円(非課税)の内訳:朝食 480円・昼食 680円・夕食 620円

※入院・外泊した際、居室が当該ご利用者のために確保されている場合は引き続き居住費がかかります。

※持ち込み電気製品の電気料は居住費に含まれます。

(3) その他費用

◆各種加算料金(別紙参照)

◆ご利用者の嗜好又は個別の希望に応じて購入等を行う際の費用及び生活上で個別に負担すべき費用。

- 個人で購読する新聞や雑誌等の購読料、個人が契約する電話の料金、理美容代、各種予防接種費用、外注クリーニング代、行事(小旅行、美術館見学など)に参加した場合の費用、レクリエーションやクラブ活動等に係る材料代等…実費
- 預り金の出納管理費用…1ヵ月につき500円(取り扱いについては預かり金規定による)
- 面会者等が宿泊する場合の貸し寝具代…1組1日につき100円

◆ご利用者が居室で使用する特殊ベッド・寝具及び身の回り品の保管場所は施設で用意します。家具・調度品等は、使い慣れた最小限の物を、入所時ご持参ください。

◆ご利用者が受けた治療費やお薬代は別会計です。

《参考》 補足給付:特定入所者介護サービス費

長岡市に低所得者負担軽減措置の申請を行い、下表の第1~3段階に認定された場合に、食費・居住費が軽減されます。下表は目安ですので、詳しくは長岡市にご相談ください。

| 段階 | 対 象 者 |
|---------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1 | 老齢福祉年金受給者、生活保護受給の方 など |
| 第2 | 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以下の方、かつ、預貯金等の合計が650万円(夫婦1,650万円)以下 |
| 第3 ① | 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が80万円以上120万円以下の方、かつ、預貯金等の合計が550万円(夫婦1,550万円)以下 |
| 第3 ② | 世帯全員が市民税非課税で合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が120万円超の方、かつ、預貯金等の合計が500万円(夫婦1,500万円)以下 |
| 第4 | 上記以外の方 |